

資金移動業のしおり<第7版>【正誤表】

資金移動業のしおりをご購入いただき、誠にありがとうございます。
本書で扱う法令及びガイドラインにつきまして、以下の通り一部改正が行われました。

改正対象	改正の主な内容等	施行・適用日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14 資金移動業関係	「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が別途制定されたことに伴い、事務ガイドライン内の重複する内容を削除する改正	令和6年10月4日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14 資金移動業関係	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、顧客等の最善の利益の勘案義務等を整備する改正	令和6年11月1日
事務ガイドライン第三分冊金融会社関係 14 資金移動業関係	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、往訪閲覧縦覧規制について、対応を行う改正	令和7年1月6日

これにより、本書の内容にも影響がございましたので、以下の表の通り、本文を読み替えてご利用ください。
また、本書の一部に、編集時の誤りがございました。お詫びして訂正いたします。誤りも改正と併せて以下の表に記載しております。

【解説編】

ページ	訂正箇所	訂正後	訂正前
115	VI 雑則 2 廃止の届出等 (1) 財務(支)局等 への届出等 ポイント	<p>ポイント 電子公告の方法により公告を行う場合</p> <p>資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合、資金移動業者は、ホームページにおいて、廃止日まで継続して公告を掲載しなければなりません(資金決済法第61条第6項、政令第19条の2、会社法第940条第1項第1号)。</p> <p>また、資金移動業者が資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合は、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関に調査を委託し、公告期間中、当該公告</p>	<p>ポイント 電子公告の方法により公告を行う場合</p> <p>資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合、資金移動業者は、ホームページにおいて、廃止日まで継続して公告を掲載しなければなりません(資金決済法第61条第6項、政令第19条の2、会社法第940条第1項第1号)。</p> <p>また、外国資金移動業者である資金移動業者が資金移動業の廃止の公告を電子公告の方法により行う場合は、法務大臣の登録を受けた電子公告調査機関に調査を委託</p>

ページ	訂正箇所	訂正後	訂正前
		<p>の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査を受けることが義務付けられています(<u>会社法第941条(外国資金移動業者である資金移動業者については資金決済法第61条第7項により準用)</u>)。具体的には、①あらかじめ提出された公告情報と実際のホームページに掲載された電子公告の情報が一致しているか、②公告アドレスまでのリンクが途切れておらず、無償かつパスワード等が不要でアクセスできるか、③公告掲載期間中、公告を調査できる状態が継続しているか、また公告が改ざんされていないかなどが調査の対象となります。電子公告調査機関は、電子公告調査の終了後速やかに、調査結果を電子公告を委託した会社等に対し通知しなければならないこととされています。</p> <p>なお、登録された電子公告調査機関は5社となっています(法務省HP参照)。</p>	<p>し、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査を受けることが義務付けられています(<u>資金決済法第61条第7項、会社法第941条</u>)。具体的には、①あらかじめ提出された公告情報と実際のホームページに掲載された電子公告の情報が一致しているか、②公告アドレスまでのリンクが途切れておらず、無償かつパスワード等が不要でアクセスできるか、③公告掲載期間中、公告を調査できる状態が継続しているか、また公告が改ざんされていないかなどが調査の対象となります。電子公告調査機関は、電子公告調査の終了後速やかに、調査結果を電子公告を委託した会社等に対し通知しなければならないこととされています。</p> <p>なお、登録された電子公告調査機関は5社となっています(法務省HP参照)。</p>

【資料編】

ページ	変更箇所	変更後	変更前
253	II-2-1-5	<p><u>II-2-1-5 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条)</u></p> <p><u>II-2-1-5-1 主な着眼点</u></p> <p><u>資金移動業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していく存在であるためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、資金移動業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p><u>II-2-1-5-2 監督手法・対応</u></p>	(新設)

ページ	変更箇所	変更後	変更前
268	II-2-3-1	<p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の誠実公正義務上の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はIX-3による。）。</u></p> <p>II-2-3-1 システムリスク管理 (中略)</p> <p>なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が資金移動業者においてなされていない場合であっても、当該資金移動業者の規模、資金移動業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理第2版(令和5年6月)</p>	<p>II-2-3-1 システムリスク管理 (中略)</p> <p>なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が資金移動業者においてなされていない場合であっても、当該資金移動業者の規模、資金移動業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p>(参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)</p>
270	II-2-3-1-1	<p>II-2-3-1-1 主な着眼点 (1) ~ (4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① 取締役会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) ~ (4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理</p> <p><u>① サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内</u></p>

ページ	変更箇所	変更後	変更前
271		<p>② (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等 <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口対策 (例えば、ファイアウォール、WAF の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等) ・内部対策 (例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム (サーバー間) のセキュア化 (パケットフィルタや通信の暗号化)、開発環境 (テスト環境を含む。) と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離等) ・出口対策 (例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等) <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 ・DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 ・システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p>⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p>⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</p> <p>また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生</p>

ページ	変更箇所	変更後	変更前
		<p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>した場合には、適宜リスク評価を行うなど自社への影響を検討しているか。</u></p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。 また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 ・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。） ・特定の端末のみを利用可能とする端末認証 等 <p>(注) 電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する</p> <p>⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な IP アドレスからの通信の遮断 ・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 ・不正が確認された ID の利用停止 ・前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示 ・取引時の利用者への通知 等 <p>⑨ <u>サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</u></p>

ページ	変更箇所	変更後	変更前
306	IX-2-1	<p>IX-2-1 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>(8) 資金移動業者登録簿の縦覧 <u>法第39条第3項及び内閣府令第8条</u>の規定に基づく資金移動業者登録簿の縦覧については、次により<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>なお、氏を改めた者が登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</p> <p>① 電子メール等による縦覧</p> <p>イ. <u>電子メール等で登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. 氏名 b. 住所 c. 電話番号 d. <u>登録簿の送付を希望するメールアドレス</u> e. 職業 f. <u>縦覧を希望する登録簿に係る資金移動業者の商号及び登録番号</u> g. 縦覧の目的 ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>ニ. <u>他の財務局が所管する資金移動業者に係る登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該資金移動業者を</u></p>	<p><u>⑩ サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(8) 資金移動業者登録簿の縦覧 <u>内閣府令第8条</u>の規定に基づく資金移動業者登録簿の縦覧については、次により<u>取扱う</u>ものとする。</p> <p>(新設)</p>

ページ	変更箇所	変更後	変更前
		<p><u>所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② 財務局での縦覧</p> <p><u>イ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式8による資金移動業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めらるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</u></p> <p><u>a. 登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。</u></p> <p><u>b. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>c. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</u></p> <p><u>ニ. 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記イ.からハ. までその他当局の指示に従わない者。</u></p> <p><u>b. 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>ホ. 他の財務局が所管する資金移動業者に係る登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該資金移動業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式8による資金移動業者登録簿縦覧申請書に所定事項の記入を求めらるものとする。<u>なお、氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。II-2-5において同じ。)及び名を「申請者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</p> <p><u>イ. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。</u></p> <p><u>ハ. 登録簿等の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</u></p> <p>③ 登録簿等は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p><u>イ. 上記①から③又は係員の指示に従わない者。</u></p> <p><u>ロ. 登録簿等を汚損若しくは毀損し又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p><u>ハ. 他人に迷惑を及ぼし又はそのおそれがあると認められる者。</u></p> <p>(新設)</p>

ページ	変更箇所	変更後	変更前
326	資金移動業者登録 審査事務チェックリ スト(資金移動業を 適切かつ確実に遂 行する体制・この章 の規定を順守する ために必要な体 制)	システムリスク管理に関する社内規則等(ガイドラインⅡ－ 2－3－1－1) (略) <u>□ サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野に おけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏ま え、必要な態勢を整備しているか。</u> (削除) <u>□ システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリテ ィパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。 また、脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・ 対応を組織的に実施しているか。</u> <u>(注) 電子決済手段の発行及び償還に係る業務において、 ブロックチェーン等の技術を利用する場合、関連する周辺 技術を含めた幅広い情報収集の必要性があることに留意 する。</u> (削除)	システムリスク管理に関する社内規則等(ガイドラインⅡ－ 2－3－1－1) (略) <u>□ サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、 組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整 備しているか。</u> <u>□ サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階 のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を 講じているか。</u> <u>□ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止する ための措置を講じているか。</u> <u>□ システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリテ ィパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。 また、脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・ 対応を組織的に実施しているか。</u> <u>□ サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セ キュリティ対策の向上を図っているか。また、国内外でサ イバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜 リスク評価を行うなど自社への影響を検討しているか。</u> (略)